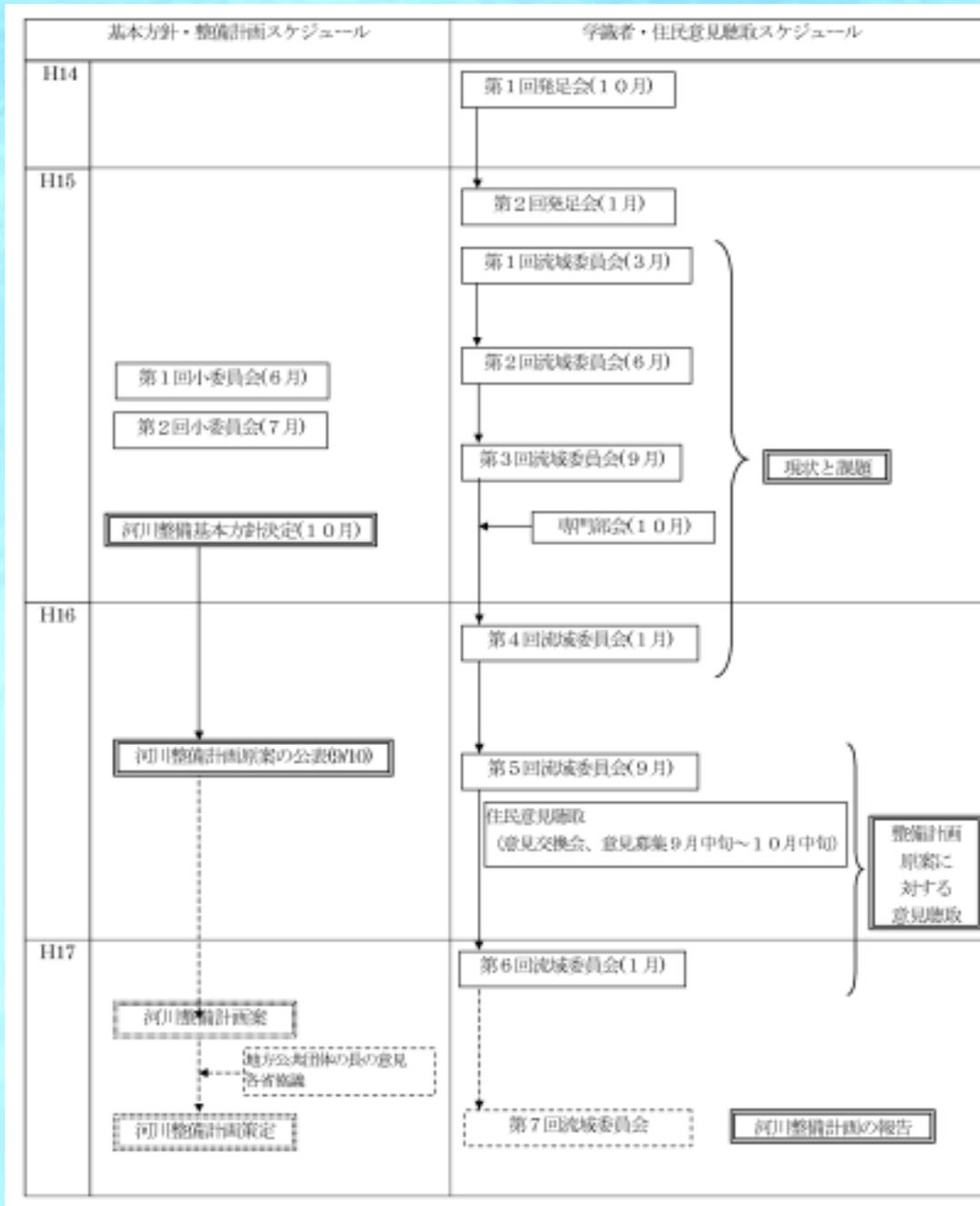


< 他河川の事例紹介 >
櫛田川水系河川整備計画(原案)
【大臣管理区間】

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

策定経緯と予定



櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

櫛田川水系河川整備計画(原案)

【大臣管理区間】

平成16年9月10日

中部地方整備局



櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】(目次)

目 次

第1章 櫛田川流域及び河川の概要	1
第1節 流域及び河川の概要	1
第1項 流域及び河川の概要	1
第2項 治水の沿革	8
1 水害の歴史	8
2 治水事業の沿革	10
第3項 利水の沿革	17
1 利水の沿革	17
第2章 流域及び河川の現状と課題	19
第1節 河川整備の現状と課題	19
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	19
第2項 河川の利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題	30
1 河川水の利用	30
2 水質の保全	34
第3項 河川環境の現状と課題	39
1 河川空間の利用	39
2 河川環境	42
第3章 河川整備の目標に関する事項	50
第1節 河川整備の基本理念	50
第2節 河川整備計画対象区間	50
第3節 河川整備計画対象期間	51
第4節 河川整備計画の目標	51
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	51
1 洪水対策	51
2 高潮、地震・津波対策	52
3 危機管理	52
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	52
1 河川水の利用	52
2 流水の正常な機能の維持	53
第3項 河川環境の整備と保全に関する目標	53
1 河川空間の利用	53
2 河川環境	53
第4章 河川の整備の実施に関する事項	54
第1節 河川整備の基本的な考え方	54
1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減	54
2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	54
3 河川環境の整備と保全	54

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	55
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	55
1 洪水対策	55
2 高潮、地震・津波対策	62
3 河川整備計画整備箇所	65
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	68
1 河川水質の保全	68
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	69
1 河川空間の利用	69
2 良好な環境の保全	71
3 遊ダム貯水池の水質保全	73
第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	74
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	74
1 河川管理施設等の機能の確保	74
2 平常時の管理	74
3 洪水時などの管理	77
4 河川情報システムの整備	81
5 防災意識の向上	84
6 危機管理	85
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	86
1 河川水の利用	86
2 河川の水質保全	87
3 落水時の管理	89
4 水質事故への対応	89
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	90
1 河川空間の適正な利用	90
2 櫛田川の自然環境の保全	93
3 ゴミ、流木、不法投棄対策	97
第5章 櫛田川の川づくりの進め方	98
1 関係機関、地域住民との連携	98
2 地域住民の関心を高めるための広報活動	98

(附図)

・ 櫛田川平面図【大臣管理区間】	附図-1
・ 櫛田川河川整備計画での整備一覧表	附図-2
・ 櫛田川河川整備計画施工箇所図	附図-3
・ 櫛田川河川整備計画施工箇所詳細図	附図-4
・ 櫛田川視断面	附図-8
・ 主要地点横断面	附図-9

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

櫛田川水系河川整備計画(原案)の概要

【大臣管理区間】

現在、国土交通省では、櫛田川で今後おおむね30年間で実施していく河川の整備を示す「櫛田川水系河川整備計画」の作成を行っています。

この河川整備計画を作成するにあたり、このパンフレットを参考に、よりよい櫛田川の実現に向けて、みなさんのご意見をお聞かせ下さい。



国土交通省中部地方整備局

出典：三重河川国道事務所のホームページより



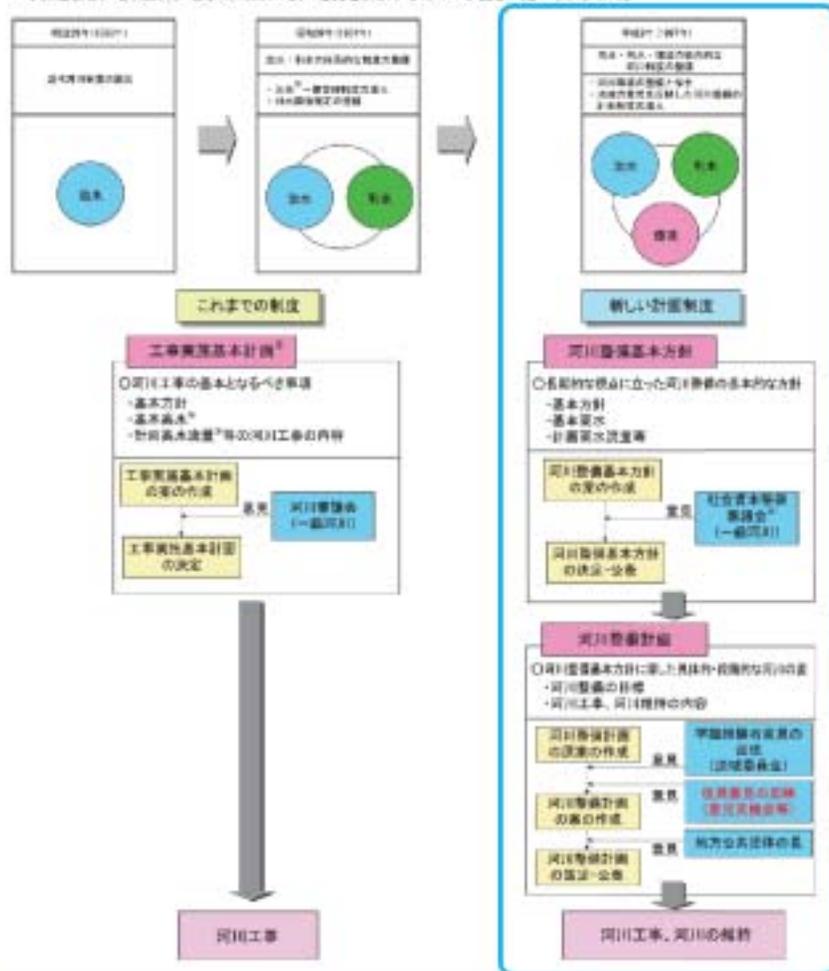
櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

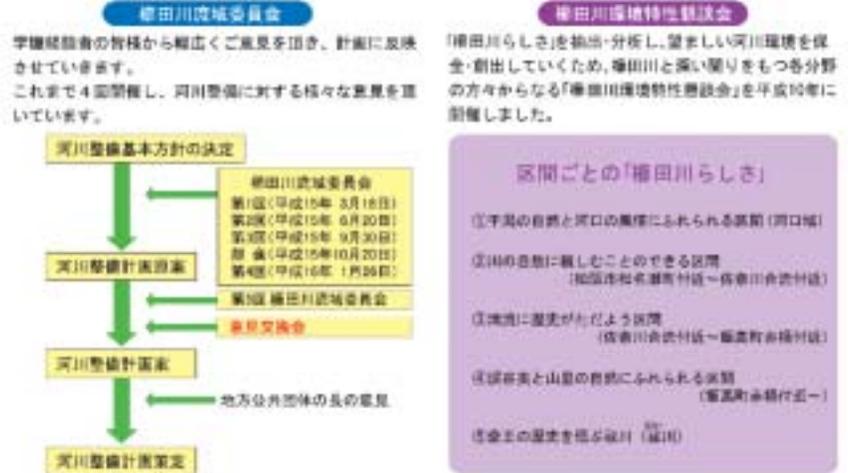
河川整備計画とは

今後おおむね 30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示します。

- 治水、利水だけでなく、「環境」も位置付けました。
- 学識経験者、地域住民、地方公共団体の長の意見を反映するための手続きが定められました。



く 様々な方々のご意見をおうかがいして河川整備計画を策定します



区間ごとの「櫛田川らしさ」

- ①平野部の自然と河口の風情にふれられる区間 (河口域)
- ②川の自然に親しむことのできる区間 (和歌山県和歌山市付近～奈良県香取郡付近)
- ③緑地に歴史がたぐよる区間 (奈良県香取郡付近～徳島県吉野川付近)
- ④緑豊かな山岳の自然にふれられる区間 (徳島県吉野川付近～)
- ⑤治水の歴史を伝える区間 (尾道)

河川整備の基本理念

基本理念
「自然豊かな環境を後世に継承し、地域の個性と活力・歴史・文化が実感できる櫛田川」

- 安全で安心できる川づくり
洪水等から生命・財産を守り、落水被害の少ない安全で安心できる川を目指す。
- 自然豊かで生物や人に優しい川づくり
昔から引き継がれてきた歴史文化を伝え、豊かな自然環境を守り、生物や人に優しい川を目指す。
- 憩いのある川づくり
誰もが川とふれあえ、地域との交流を深め住民参加による川を目指す。

河川整備計画対象区間

区間名	主要河川	下流域	整備区間 (km)
第1区	北河内郡内子町と南河内郡千早赤松野町	南	13.5
第2区	和歌山県和歌山市と徳島県吉野川	南	0.8
第3区	徳島県吉野川と徳島県吉野川	南	0.8
第4区	徳島県吉野川と徳島県吉野川	南	0.8
第5区	徳島県吉野川と徳島県吉野川	南	0.8
第6区	徳島県吉野川と徳島県吉野川	南	0.8
第7区	徳島県吉野川と徳島県吉野川	南	0.8
第8区	徳島県吉野川と徳島県吉野川	南	0.8
第9区	徳島県吉野川と徳島県吉野川	南	0.8
第10区	徳島県吉野川と徳島県吉野川	南	0.8
計			31.5

河川整備計画対象期間

対象期間はおおむね30年間としますが、社会や自然環境の変化、新たな技術の進歩などにより、対象期間内であっても見直しを行うことがあります。

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

治水整備の実施事項

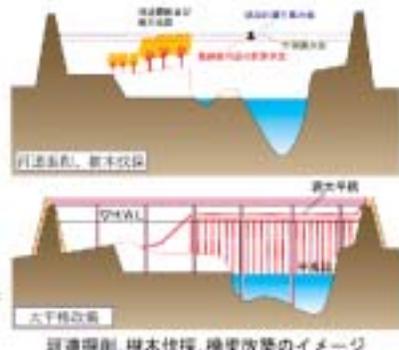
●洪水対策

①河道掘削、樹木伐採、橋梁改築

- ・河道の掘削や樹木の伐採を行います。
- ・施設管理者と連携して大平橋を改築します。



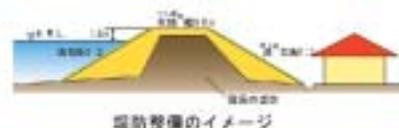
河道掘削箇所の整備後のイメージ (3.4K付近)



河道掘削、樹木伐採、橋梁改築のイメージ

②堤防、護岸整備

堤防の高さや断面が不足している箇所は、堤防を整備します。また侵食や浸透に対する安全性を確保するため、護岸整備・漏水対策を行います。



堤防整備のイメージ

●高潮、地震・津波対策

①高潮堤防整備

高潮に対する必要高が不足している区間は高潮堤防を整備します。



高潮堤防のイメージ

②地震・津波対策

地震の際に、堤防の沈下により洪水や津波による被害が起こらないよう基礎地盤の液状化対策を行います。

河川管理施設の維持管理等

●河川管理施設等の機能の確保

- ・堤防・護岸・ひ門・ひ管などの河川管理施設は、洪水時等に十分機能が発揮できるよう計画的に維持補修します。
- ・特に櫛田可動堰は老朽化が進んでいるので補修します。

●平常時の管理

- ・河川を適正に管理するため、定期的な河川巡視や堤防除草等を行うとともに、河道内の樹木群や堆積土砂は、環境への影響も考慮しつつ適正に管理します。



樹木群の拡大の状況 (西郡橋付近)

●洪水時などの管理

- ・洪水や高潮などにより災害が発生する恐れがある場合には、迅速に洪水予報・水防警報を発令するとともに、水防管理者を通じて水防団の出動を要請します。
- ・洪水時の水防活動が円滑に行われるよう、水防資機材などの確保・充実に努めます。
- ・洪水時、地震時には速やかな復旧活動や二次災害の防止のため河川巡視を行うとともに、河川管理施設が損壊した場合には速やかに復旧します。

●河川情報システムの整備

- ・雨量、水位情報を常に最適な状態で観測します。
- ・光ファイバー網の整備など、情報の高度化を図ります。



河川監視用カメラ

●防災意識の向上

- ・迅速かつ的確な水防活動を行うため、平常時から水防団や地域住民、マスコミ等との情報交換を密に行います。
- ・防災意識の向上を図るため、ハザードマップ等を関係機関と協力し、地域住民に提供します。



水防訓練(平成14年6月30日)

●危機管理

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の出水が発生した場合においても被害を軽減するため、情報基盤を整備するとともに、市町村長の避難勧告や指示が適切かつ迅速にできるよう、河川情報の提供の強化を図ります。

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

利水・環境整備の実施事項

●河川水質の保全

- ・水質の状況を常時監視するため、櫛田橋付近に水質自動監視装置を設置します。

●河川空間の利用

- ・人と川がふれあえ、自然観察や学校教育の場など多様な利用ができるように整備します。
- ・ダムでは本場公園を地方自治体とともに整備します。



階段護岸の整備状況（徳幸川伏付近）

●良好な環境の保全

- ・河口部干潟や河畔林など、多様な生物の生息環境の保全に配慮します。
- ・魚類の遡上環境を改善するため、東黒部遊歩工の管理者と連携し、魚道[®]の改善などを図ります。
- ・本川洪水時における鯉川の魚類の生息環境を改善します。



鯉川下流部のヨシ原

●ダム貯水池の水質保全

- ・現在の水質保全施設のより効果的な運用を検討するとともに新しい技術を取り入れるなど、貯水池の水質保全を図ります。
- ・ダム放流水の水質を管理するため、水質を観測します。
- ・ダム下流の川底環境の回復に努めます。



ダム貯水池の水質保全対策（流入水制御フェンス[®]）

利水・環境の維持管理

●河川水の利用

- ・河川流量などの河川情報について広く情報を提供します。
- ・水利用の合理化を進めるとともに、ダムの効果的な運用を検討していきます。
- ・関係機関や地域住民と一体となって、水を大切にできる節水型の地域づくりに向けた取り組みを進めます。

●河川の水質保全

- ・継続して採水分析調査を実施します。
- ・地域一体となって汚濁負荷量[®]の低減に努めます。

●洪水時の管理

- ・洪水時において、雨量、流量などの情報提供を積極的に行います。
- ・「櫛田川濁水調整協議会」により、水利用の調整を行います。

●水質事故[®]への対応

- ・日常の監視に加え、水質事故対策技術の向上等に努めます。
- ・事故発生時には「三重河川水質汚濁対策連絡協議会」と連携し、被害の拡大防止に努めます。

●河川空間の適正な利用

- ・人々のふれあい、やすらぎの空間などとしての河川空間の活用、安全に努めます。
- ・利用者が自主的に管理を行う取り組みを進めます。



河川敷分譲（林村近）

●櫛田川の自然環境の保全

- ・環境調査を継続し、河川環境の把握に努めます。
- ・河川整備にあたっては河川環境や景観の保全に配慮します。
- ・水生生物調査などの体験学習を継続的に実施し、河川への関心を高めます。



ハマボウ



両岸に連続する河畔林（両新橋上流）

●ゴミ、流木、不法投棄対策

- ・地域住民や関係機関などと連携し、ゴミや流草木等の処理と対策に努めます。



河川清掃（川と海のクリーン大作戦）

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

このパンフレットは、櫛田川の関係住民の皆様から櫛田川の河川整備計画原案について意見を頂くため、「櫛田川水系河川整備計画」(原案)の内容をわかりやすく説明したものです。「櫛田川水系河川整備計画」(原案)は、下記の場所で閲覧できます。

場 所	住 所
国土交通省 三重河川国道事務所	津市広明町297
三重河川国道事務所 櫛田川出張所	松阪市堂原町1341-1
国土交通省 遊ダム管理所	阪南郡飯高町大字森1810-11
三重県 農土整備部 河川室	津市広明町13
松阪市役所	松阪市観町1340-1
明和町役場	多気郡明和町大字馬之上945
多気町役場	多気郡多気町相可1600
御和村役場	多気郡御和村新橋3127
飯南町役場	阪南郡飯南町美見3950
飯高町役場	阪南郡飯高町宮後180

また、「櫛田川河川整備計画」(原案)は、三重河川国道事務所のホームページからダウンロードできます。(ホームページアドレス：<http://www.dbr.mlit.go.jp/mie/suikai/panf01.html>)

業書用紙

(キリトリ線)



〒514-8790



提出有効期限
平成18年10月
25日まで
(郵便局窓口)

「意見聴取担当」係

津市広明町297
国土交通省三重河川国道事務所
調査第一課



河川整備計画(原案)に関するご意見をお寄せください。

ご意見は簡書、FAX、メールでお受けします。簡書をご利用の場合は、添付した簡書を切り取りご利用下さい。FAX、メールは下記の三重河川国道事務所調査第一課までお送り下さい。※簡書は10月12日までに投函してください。

問い合わせ先

- 国土交通省
三重河川国道事務所 調査第一課
〒514-8502 津市広明町297
TEL (059) 229-2218、FAX (059) 229-2257
<http://www.dbr.mlit.go.jp/mie/>
E-mail: mie@dbr.mlit.go.jp
- 国土交通省遊ダム管理所
〒515-1615
三重県阪南郡飯高町大字森1801-11
TEL (059) 45-0371、FAX (059) 45-0343
<http://www.dbr.mlit.go.jp/hachisu>

